

令和6年度第2回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 議事録	
開催日時	令和7年(2025年)1月24日(金) 午後2時~午後4時
開催場所	鎌倉市役所 本庁舎2階 議会第1委員会室
出席者	川上 富雄(駒澤大学文学部社会学科教授) 奴田 不二夫(みらいふる鎌倉相談役) 國分 哲男(鎌倉市肢体不自由児者父母の会会長) 田中 良一(鎌倉市社会福祉協議会常務理事) 町田 綾(かまくら子育て支援グループ懇談会) 木山 晃子(公募市民) 鈴木 夏華(鎌倉市基幹相談支援センター)(臨時委員) 深見 勝弘(湘南きょうだいの会代表)(臨時委員) (欠席)千代 美和子(鎌倉市民生委員児童委員協議会会長) (欠席)田島 重雄(鎌倉市自治町内会総連合会副会長) (欠席)植月 縁(公募市民) (欠席)小池 晃(公募市民)
傍聴者	あり
事務局	矢部 健康福祉部次長兼福祉総務課長 内藤 福祉総務課課長補佐 山田 福祉総務課福祉政策担当
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 会議の公開について (2) 令和5年度地域福祉計画推進状況報告書(案)に関する委員意見について (3) 目標6「ケアラーへの支援」について (4) 第2期計画策定に向けたスケジュールについて (5) その他 3 閉会
配付資料	資料1 令和5年度地域福祉計画進捗状況報告書(案) 資料2 令和6年度第1回鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員意見を踏まえた推進状況報告書(案)の修正 資料3 鎌倉市地域福祉計画 目標6「ケアラーへの支援」(案) 資料4-1 第2期鎌倉市地域福祉計画策定に向けた業務概要 資料4-2 計画期間(案) 資料5 鎌倉市地域福祉計画推進委員会名簿 資料6 令和6年度第2回地域福祉計画推進委員会座席表 参考資料1 令和6年度第2回鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会議事録

会議の結果及び主要な発言	
	1 開会
事務局 (内藤)	事務局から事務連絡等 <p>本日は お忙しい中 お集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和6年度第2回鎌倉市地域福祉計画推進委員会を開会いたします。私は、事務局の鎌倉市健康福祉部福祉総務課内藤でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>また、本日は、鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例施行規則第3条第2項により定数10名中 出席委員6名のため、過半数に達しておりますので、本委員会は成立することをご報告させていただきます。なお、前回に引き続き、臨時委員2名も出席いただいています。</p> <p>次に、本日の資料についてです。</p> <p>お手元に資料がない場合は、挙手にてお知らせください。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、川上委員長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
川上委員長	本日は、よろしくお願いたします。早速議事に移らせていただきます。議事(1)会議の公開について事務局から願います。
事務局 (内藤)	本日、記録のために録音をさせていただき、委員氏名と議事録を、後日市のホームページに掲載する予定ですので、ご了承ください。
委員	<意見なし>
川上委員長	それでは、本日の傍聴者の入室を認めます。
	<傍聴者入室>
事務局 (内藤)	傍聴の方、大変お待たせしました。机の上に、本日の資料と注意事項の記載がありますので、ご確認ください。
川上委員長	ありがとうございます。また、議事(2)に入る前に改めてのお話しにはなりますが、今年度から目標1から5の総括を作成しているため、この総括に対して、広く講評をいただき、それをもって鎌倉市の地域福祉の推進に寄与できるよう、議事を進めていきたいと思います。
	それでは、議事(2)の説明をお願いします。
	なお、ご意見は、各議事の説明が終わった後に承ります。なるべく皆様からの意見をいただきたく思っております。名簿順に指名しますので、よろしくお願いたします。
事務局	改めてのご説明となりますが、鎌倉市地域福祉計画は、令和2年度から令和

<p>(内藤)</p>	<p>7年度までの6年間を計画期間とし、毎年、推進状況の管理を行っております。鎌倉市では、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に基づき、分野をまたいで、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会を形成していくこととしており、この間、国の重層的支援体制整備事業を活用し、包括的支援の推進に着手するなど、新たな動きを見せております。地域福祉の推進に向けても、市民の生活課題に分野をまたいで対応していくことが必要となっております。</p> <p>それでは、議事2「令和5年度地域福祉計画推進状況報告書（案）に関する委員意見」について、資料1、資料2をご覧ください。</p> <p>去る令和6年8月23日に第1回地域福祉計画推進委員会を開催し、推進状況報告書に関して、委員からご意見を賜りました。昨年度までは、当委員会において、各取組の推進状況報告に基づき、200件近い個別の取組について細かく講評をいただいておりますが、今年度からは、大項目である目標1から目標5に関する総括を事務局が作成しております。頂戴したご意見に対する回答を資料2にまとめ、本日の資料1に反映しています。</p> <p>主なご意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括文があると計画の全体像が見えてわかりやすくなった。 ・一方で、総括②進捗管理や③今後進むべき方向性について、具体的な状況や取組を記載されたい。 ・目標5には防災分野以外も幅広く記載されたい。 <p>などがございました。</p> <p>これらについて、資料2の番号1、2、3、4、6のとおり、新たに報告書に反映しております。</p> <p>なお、「今後進むべき方向性」という文言については、新たに作成した総括が本計画全体の評価であることを明確にするとともに、第2期の地域福祉計画への反映を見込み、「(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)」と追記しています。また、資料の構成として、これまで本編に記載していた各目標の達成指標について、計画作成当時と状況が変わり、目標に連動した指標とは言い切れないものもあるため、ご意見を踏まえ、参考資料扱いとすることとしました。説明は、以上です。</p>
<p>川上委員長</p>	<p>昨年度報告書の評価をした際に、取組の細部に関する意見をは述べにくいので、計画の柱となる目標についての総括的な評価を議論する場であるべきじゃないかというご意見が委員の皆様からありました。このため、今年度から、資料の作り方を変えています。</p> <p>それでは、委員の皆様にご意見を賜りたく、名簿に沿って1人ずつ指名させていただきます。奴田委員お願いします。</p>
<p>奴田委員</p>	<p>課題として、民生委員児童委員の成り手がいないことがあります。一生懸命にやっていた民生委員が、親の介護もあって、民生委員の活動ができなくなってしまった。このような経緯もあるため、幅広く民生委員児童委員の紹介</p>

	<p>していただければありがたいなと思います。また、介護職員等にも同じことが言え、介護離職の問題があると思います。</p>
川上委員長	<p>現在の鎌倉市は、民生委員児童委員の充足率は96%程度ですか。民生委員児童委員は、地域で福祉活動を牽引してくださるキーパーソンではありますが、全国的に見ても成り手が不足しています。</p> <p>今年が改選であるので、充足率が下がらないか不安はあります。</p>
国分委員	<p>奴田委員の関連意見となりますが、民生委員児童委員の成り手がいないのは、以前からも課題になっています。私も民生委員児童委員推薦委員会の委員をやっていますが、考え方を換え、限られた委員の中で、何ができるかを考えた方が良くと思っています。</p> <p>推進状況報告書P13～14に民生委員児童委員の成り手を増やすワーキンググループの詳細を記載していますが、その中で、「負担となっている活動の整理などを行い」とあります。今は、役割を整理するような視点は必要だと思います。</p>
川上委員長	<p>同時に、福祉専門職、介護人材及び保育人材といった人たちの成り手不足問題も深刻ですが、それらの解決方法としては、仕事に見合った報酬等の待遇に尽きるとしています。</p> <p>一方で、国が介護報酬の基準を決めているので、その部分については、市町村での対応は難しいです。市町村は、福祉への意識を上げるための下地を整えるぐらいの役割しか思いつかないところはあります。</p>
事務局 (矢部)	<p>推進状況報告書に記載のとおり、人材確保の部分は取組を進める必要があり、民生委員児童委員の成り手不足というのは、直近の課題であります。</p> <p>今年の12月に民生委員児童委員の改選があり、所管課の生活福祉課では、民生委員児童委員と地域の代表の方とで、成り手不足解消のためのワーキンググループを立ち上げています。</p> <p>ワーキンググループにおける現任委員への意識調査では、民生委員児童委員活動自体にやりがいを感じる一方、実際の活動の負担があるとあったため、負担感を整理すべく、まずは、民生委員児童委員活動とそれ以外の自主活動を分けることをやりました。特に、町内会及び地区社協での活動は、民生委員児童委員活動に付随する形ではあるもの、一応は自主的な活動になりますので、事務方で各町内会を回り、民生委員児童委員の課題を説明している段階でございます。</p> <p>また、成り手の発掘として、大きく広報活動をしています。2月の広報誌で大々的に民生活動を特集したり、市の広報手段の1つであるnoteを3回に分けて発信、また、市LINEも活用しています。</p> <p>改選時は、欠員が出ることも想定されるので、このように、直近の課題として取り組んでいる状況でございます。加えて、先ほどお話しにもあったとおり、介護人材サービスがあってもそれを担う人がいなければ、受益ができないため、そこに対してどのようなアプローチができるか第2期計画において</p>

	も重要な課題だと思っています。
川上委員長	ありがとうございます。國分委員、まだ他にお気づきの点や発言されたいことはありますか。
國分委員	<p>推進状況報告書P6今後進むべき方向性「生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合」は令和4年度と比較して減少していると書いておられますが、原因として何で減少したのでしょうか。皆さんがやっている取り組みを踏まえると、アンケートの取り方にもよるのかもしれませんが、これは増加してよいのではないのかと思っています。</p> <p>続いてP8です。「アウトリーチ」という言葉については、一般の方からしてみれば、専門用語の色合いが強いため、極力言い方を変えたほうがよいと思います。</p> <p>続いてP16（2）市の動向で「地域生活支援拠点事業の開始」とありますが、これは事業開始されていますか。また、事業者はどの事業者で参加する福祉施設はどうなっていますか。</p> <p>続いてP20です。</p> <p>令和6年「福祉専門職の協力を得ながら、モデル的に個別避難計画を作成」と記載があります。良いことだと思うのですが、防災関係の人たちも含めて、モデル的に取り組んだ計画書は資料として公開・共有されていますか。</p> <p>続いてP21です。</p> <p>避難行動要支援者名簿が各自治会へ十分に行き渡っていない点は、個人情報の取り扱いが煩雑と感じるところがあるため、もう少し扱いやすくできればより良いと思います。また、個人情報の提供に同意しない方々への対応についても、課題があると感じています。</p>
事務局 (矢部)	<p>アウトリーチの表現につきましては、注釈を入れるなどして分かりやすいようにいたします。</p> <p>個別避難計画につきましては、防災部署や福祉専門職の方と相互でやり取りしながら、形式や様式をどのような形にすることが望ましいか、協議しながらやっております。なお、モデルプランは、事業所から出来上がったというお話を頂戴しておりますが、個人情報の共有については別の手続きが必要となります。避難行動要支援者名簿の作成がはじまった当初は、避難行動要支援者名簿に載せる際に個人情報の共有に関する同意書を取っていました。しかし、個々の避難計画の地域への公表については、新たに同意書を取るといような形で整理する必要があります。そのうえで、同意のとれた計画書については地域にも共有させていただきます。</p> <p>なお、この件について、福祉関係者の一部の方にはご説明している一方、地域の方には詳細をまだご説明ができていない状況です。今後は、防災部局と課題を共有しつつ、取組を進めてまいります。</p> <p>また、個人情報の取り扱いにつきましては、頂戴したご意見は防災部署にも共有させていただければと思います。</p>

鈴木委員	地域生活拠点整備事業は、ラファエル会の基幹相談支援センターがコーディネーター業務を受託しています。事業自体は、面的な整備であり、地域の事業所全体が登録候補の事業所となっています。なお、事業としては始まっていますが、事業所等の登録に関しては、まだこれからとなっています。
國分委員	個別避難計画のモデルは、せっかく作成したモデルプランですので、例えば、自主防災組織等に共有し、公表した方がよいと思います。また、医療的ケア児についてのものも作成したと聞いています。
事務局 (矢部)	モデルの作成は、作成者ご本人の要請に基づいて作成しましたが、地域への公表までは望まなかったため、関係者間で共有するに留める話となっています。また、医療的ケア児に関するプランは、今年度申し出があり、現在作成中で、協議をしているところです。こちらも、地域への公表は、ご本人次第というところがあります。
國分委員	私見ですが、医療的ケア児で災害時に一時避難所に行った際に、自主防災組織等における対応は、現実的に難しい場面があると思います。ですので、プランの共有の必要性を防災と協議して、一時避難所でどのような対応するか、対応できなかった場合どうするか、別途やっておいた方がいいと思います。
川上委員長	國分委員から頂いたご意見に対しては、修正すべき点を確認しつつ、対応していければと思います。それでは、町田委員お願いします。
町田委員	かまくら子育て支援グループ懇談会の保護者の中で、地域食堂を始めている方が何人かいますが、本当に必要な方に届けたい思いでやっているけれども、実際に届いているか分からないため、今出来る事を行い、日々試行錯誤しながらやっています。 先程、民生委員児童委員の話が出てきていましたが、必要な方に届けるためには、民生委員児童委員等といった地域で活躍している方々と繋がれば良いとも思っています。
國分委員	個人情報等の関係もあり、本当に必要な人に届けるのは難しいと思います。また、生活困窮者の方へといったように具体的な言葉を使用すると、実際そうではないのにも関わらず、その方々だけが集まっているように見えてしまうこともあります。そのため、地域食堂を広く一般的に行い、その中で困っている方に届けばよい考えでやっていくしかない部分もあります。
川上委員長	進捗状況報告書の内容からは、目標3「地域における福祉活動や人材への支援」や目標4「地域生活支援と権利擁護」に関連する事項かと思います。行政サービスのように、要件に合致している方を確認する事は、住民活動の中では難しいと思いますので、先程おっしゃっていたように、民生委員児童委員の方々の協力を仰ぎながら、必要な方に届けるための周知が行えればよいと思います。それでは、田中委員お願いします。
田中委員	目標1から目標5はどれも大事な視点で、社会福祉協議会としては、全てに関わるようなことだと思っています。

	<p>特に、目標2「包括的支援体制の構築」総括③今後の進むべき方向性には、多機関協働事業への相談件数を載せてあり、令和4年度24件、令和5年10件となっています。この件数に対する今後の方向性が「縦割りをまたぐ対応について、関係機関とともに取組むことが求められる」という認識でよいでしょうか。「関係機関とともに」の部分は、社会福祉協議会としても力不足による難しさを感じていて、関係機関の方々にご迷惑をかけながらやっているところもありますので、そこは課題として感じています。</p>
事務局 (矢部)	<p>前回の委員会では、件数の減少が重層的支援体制整備事業の推進状況を示しているものではないというご意見も頂いていたところです。</p> <p>また、制度の周知は進んでいて、相談自体も必要な相談が来ているというような分析をしており、件数は事実として載せております。</p> <p>ただし、相談数の減少の背景に、周知が出来ていないことがあるならば、制度の認識を行き届けることで相談数も増加していくと思われまので、社会福祉協議会とも連携しながら体制を整え、件数の増加に繋げていければと思います。</p>
事務局 (内藤)	<p>重層的支援体制整備事業という事業は複数の事業からなる複雑な事業として、体制整備が本来の趣旨です。多機関協働は、複雑化複合化しているケースを整理し、支援の方向性を決める取り組みですが、あくまでも重層的支援体制整備事業の一部です。また、相談を正式に受け付けると1件と数えます。多機関協働の件数が24件から10件に減少してはいるものの、多機関協働の受付の手前での各支援機関からの相談は増えていると報告を受けており、全体を整備する役割としては機能していると感じています。</p> <p>最終的な受付件数の増減だけを見ると誤解を招くこともありますが、体制整備としての機能は果たし始めていると認識しています。</p>
國分委員	<p>相談件数が増えているのであれば、全体の相談件数が●件うち多機関協働●件といった表現でもよいと思います。</p>
川上委員長	<p>示し方については、各取組に記載の取組状況を確認しながら、整理をしていければと思います。続いて、木山委員お願いします。</p>
木山委員	<p>資料を拝見して、市は、膨大な事を細かく取り組んでいると改めて感じたところです。ですが、市の取組をどのくらい多くの市民が知っているのが疑問に思っております。計画の大項目として目標5「情報の収集と提供」を掲げておりますし、情報発信をされているとは思いますが、取組を知っている方が少ないと感じます。私自身も情報を仕入れるのは、LINEや広報誌ぐらいです。これだけ多くの事をやられているので、広報を工夫してもっと多くの方に知っていただければよいと感じました。また、LINEに関しては、見せ方のところで、大きく困りごと相談的なもののカテゴリーがトップにあり、そこから細かく分けてそれぞれのページに飛んでいくようにして、市民に知らせる工夫をしてもよいと思います。さらに、具体例として、P30ページ【3-1-2-4 商店街空き店舗等活用事業】の記載で、どのような理由で廃止された</p>

	<p>のか、もし情報がいきわたらないことで廃止されたのであれば、勿体なく感じます。</p> <p>最後に、ボランティアにおいても、ボランティア活動をしたい方は実はたくさんいて、気軽に手伝いたい方も多くいると思いますので、市には取組を知ってもらうためにもっとアピールしてもらいたいと感じました。</p>
事務局 (矢部)	<p>制度を作っても利用していただかなくては意味がありませんので、広報の仕方はどうのようにしていくか常に考えてはおります。</p> <p>地域の方からお問い合わせいただければ当然ご案内はしますが、情報の見せ方としてわかりやすい工夫はしているところです。</p> <p>情報発信の仕組みづくりとしては、例えば、今度障害者手帳を持っている方に対して、手帳の情報を入れればサービスを簡単に調べる事が可能なアプリを作成したり、孤独・孤立対策でプラットフォームを市、社会福祉協議会、きしろ社会事業会、NPOセンターの4者で創設し、様々な団体に声掛けをしてプラットフォームに加入いただくことで、そこから様々な情報を発信できるような方向性を目指しているところです。</p> <p>ただ、情報が届いてないということですので、その点は反省すべきところで、情報発信というのは、第2期計画も含めて、市としての課題だと考えております。</p>
國分委員	<p>情報の取り方は、どれだけ情報を必要としているか程度によって変わってくると思います。市HPや広報誌など情報収集できるツールであるはずなので、探せば見つかるとは思っています。</p>
川上委員長	<p>市LINEの中でもボタンが1個増えるだけでも全然違ってくると思いますので、工夫改善ができる部分は良くしていった方がいいと思います。</p> <p>それでは、鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>かまくら市民共生サポーターについて、P14注釈④障害分野としてガイドヘルパーと入れていただいておりますが、他のサポーターを見てみると、サポートを生業とはしていないように見受けられます。</p> <p>ガイドヘルパーは専門性が高く、本来、生業として成立する職種です。かまくら市民共生サポーターに位置付けられることで、支え手にも支えられる側になれるという観点を広げることにはできるかもしれないですけども、成り手が増えないということの課題を解決するためには、ガイドヘルパーの性質上、他のサポーターと一緒にすると問題がぼやけてしまうと思います。</p> <p>また、障害福祉課の施策として、P30【3-2-1-2 福祉人材の確保】で相談支援従事者養成研修の受講者を募集することが記載されていますが、これは県から市が募集を委託されるだけの窓口でしかないので、県の出先機関としての役割をもって市の施策とするのは違うのではと考えます。ガイドヘルパーへの認識の不十分さがここにも出てしまっているなど感じました。</p> <p>ですので、福祉人材等の担い手不足の点から、問題点を整理して、なぜガイドヘルパーなどが増えないのかというところを深めて見える化された方が</p>

	いいのかなと思います。
川上委員長	かまくら市民共生サポーターのところで事務局から何か説明ありますか。
事務局 (内藤)	<p>例えば、世帯に障害、子ども、高齢の複数の分野の困りごとがあり、サポートが必要になったときは、別々のサポーター制度を自身で調べて、3つの事務局に別々にお願いする形です。</p> <p>鎌倉市共生サポーターの取り組みとして、現在、市が今取り組んでいることは、各サポーター養成講座に必ず福祉総務課が周知に行くことで、他のサポーター制度に関心を持っていただくことができます。その結果、複数分野のサポーターとして活躍いただければ、1人が様々な分野のサポーターとして1つの家庭に入ることもできるので、結果として市民のためになるといった話をさせていただいております。</p> <p>例えば、かまくらっ子発達支援サポーター養成講座でご説明することで、ファミリーサポーターやガイドヘルパーさんの会員が増えるということが実際にあるため、担い手を増やしていく意味合いでこのような書き方をさせていただいております。</p>
事務局 (矢部)	補足となりますが、ガイドヘルパーといった有給である人材につきましては、福祉人材の確保という観点からまとめて記載しておりますが、おっしゃるとおりでそれぞれの担い手確保のアプローチが違っていると思っております。まだ予算の発表前ですが、来年度予算でもガイドヘルパーの部分でより支援を強化できないかということは計画しているところです。
鈴木委員	<p>担い手の確保という観点からは納得できます。</p> <p>しかし、市民目線では、どれも同じに見えてしまうと思います。福祉人材が不足しているからボランティアがやっているとかボランティアがいるから職業として人を増やす必要があるのかですとか、市民の目線で見たときに印象が異なりますので、福祉人材の確保と市民の理解を深めることを分けて書くような工夫をした方がよいと思いました。</p>
川上委員長	ガイドヘルパーの確保に関しては、記載の仕方の工夫が必要ということですね。続きまして、深見委員お願いします。
深見委員	<p>目標3「地域における福祉活動や人材への支援」に近い部分はあるかと思いますが、福祉活動や人材とかの支援というところで、市民が行うところも大事かとは思っています。一方で、例えば、他地域では、親亡き後の問題に対して、弁護士やファイナンシャルプランナーなど、専門性がある方々が集まって支援活動としてやられている方がおりますが、そのような取組を鎌倉に取り込むっていうのも一つのあり方としては良いと思います。</p> <p>結果として、鎌倉市での支援体制が広がると思っていますので、市内の人材だけでなく、市外からの人材を受け入れることができれば、より良いと思います。また、商工会や青年会議所など商業を主とされている方も、エネルギーを持ってボランティア活動等をされている方も多いので、そのあたりにアプローチをしてみると、支援体制が広がっていく部分はあるかと思っています。</p>

	<p>ちなみに、前段でお話しした支援活動団体は、「明日パートナーズ」という団体で、一般社団法人として、東京、神奈川等で活動しています。講演会や会員向けに親亡き後にお金に関係する弁護士相談を行っています。お金に絡むところだと、相談支援員も踏み込めない部分があったりしますが、専門家たちと一緒に育むことで、支援の広がりを作るといったこともやっているかと思います。</p>
川上委員長	<p>ありがとうございました。様々なご意見を頂戴しましたが、議事2は承認とさせていただきます。委員の皆様から頂戴したご意見等を踏まえて、委員会の講評及び総括を作成し、その後、委員の皆様を確認をいただき、公表させていただきますたく思います。</p> <p>次に、議事(3)に移りたいと思います。</p> <p>令和6年4月の鎌倉市ケアラー支援条例の施行に伴い、今年度から、本計画に、目標6として、ケアラー支援の取組を位置付けることとしました。前回の委員会では、目標6の追加に伴う新たな計画の構成として、背景、理念、本計画への位置づけ、取り組むべき施策の方向性、施策体系について、ご協議いただきました。</p> <p>第2回委員会では、目標6「ケアラーへの支援」に位置づける「具体的な取組」と「目標に向けた成果指標」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (内藤)	<p>資料2の番号5及び、資料3「鎌倉市地域福祉計画 目標6「ケアラーへの支援」(案)をご覧ください。</p> <p>前回委員会で、資料2の「番号5」のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアラーへの支援に関し、当事者団体の育成等の支援も含め検討されたい。 <p>とのご意見をいただきましたので、今回、具体的な取組にそのご意見を反映してございます。</p> <p>本日の第2回委員会では、資料3の6ページ以降に記載する「具体的な取組」が新しい部分となります。ケアラー支援の取組は、各目標の既存の取組に既にあるものも多いため、それらは再掲と明記しておりますが、新規の記載事項としましては、広報・啓発、体制整備、人材育成と必要な人材の配置、情報共有、アウトリーチ、当事者団体等への支援、ケアラーの居場所の提供となっております。関係課は、健康福祉部、こどもみらい部、教育文化財部、市民防災部にまたがる14課で、令和7年度からは、地域福祉計画推進委員会および、本連絡会において、これらの推進状況を確認します。説明は、以上です。</p>
川上委員長	<p>いまの報告に対して、何かご意見等あれば、お願いいたします。</p>
國分委員	<p>資料として、よくまとめていただいていると思います。</p> <p>関係各課がそれぞれ業務を行う中で、ケアラー支援条例を制定したから、何か新しいことをやらなくてはいけないという事ではなく、本来の業務がケア</p>

	ラー支援にどう関わっていくかの視点が大事だと思います。
川上委員長	<p>少子化や晩婚化が進んできているとともに、家族の小規模化が進んでいる中で子どものケア、高齢者のケア、障害を持つ家族等のケアなど、対象も様々です。また、兄弟によるケアなど担い手の多様化もあると思います。</p> <p>さらには、遠距離での介護ケア、ダブルケア、トリプルケアなどケアに関わる課題というのは、家族全体に広がってくる問題であると思います。ケア対象者以外の家族介護者への支援というケアラー支援の視点が今まではなかなか進んでこなかったため、市町村でも取り組みが具体化されたのは、前進していると思っております。</p> <p>1点質問ですが、【6-3-4-3 ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーの居場所の提供】に記されているケアラーとヤングケアラーとは若者ケアラーの違いを教えてください。</p>
事務局 (内藤)	<p>ケアラー支援条例第2条で定義しております。また、P4にその定義を示し、ヤングケアラーと若者ケアラーの違いを基に、それぞれ配慮が異なる部分をご説明しております。</p> <p>例えば、ヤングケアラーの場合、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されて、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会を確保されることが必要であり、ヤングケアラーの支援に対しては、それらを特に配慮する必要があります。若者ケアラーの場合は、18歳を超えてすぐに子どもとしての支援が必要無くなるというわけではないため、若者ケアラーは、概ね18歳から40歳に達するまでの者と定義しております。進学、就職、キャリア形成の上で大きな影響を受ける時期でもあるので、まずは、学習の継続や職業の選択の機会というのを確保し、自立を図る部分で特に配慮が必要だという視点での支援を謳っています。関係課が配慮したうえでの対応をしていきます。</p>
川上委員長	<p>深見委員にご質問です。P8【6-3-4-2 ヤングケアラーの居場所の開設・運営】のところで、取組内容が「日常的にケアラーとしての役割を有する障害児者のきょうだいを対象に、居場所を開設・運営します。」とあります。所管課が子どもの部署だけになっていますが、取組内容からすると障害の部署も入ってくると思いましたが、深見委員の感覚として、このような取組の場合は、障害部署と子ども部署のどちらと関わりが多いと思いますか。</p>
深見委員	<p>先ほどの説明でもありましたが、ここで指しているヤングケアラーが18歳までであるとなると、担当課または関係課はこどもの部署になるイメージです。情報収集や情報発信など関連する事項は、障害の部署が担うてことはあると思いますが、対象から見ると、中心は子どもの部署になると思います。</p>
川上委員長	<p>ありがとうございます。鈴木委員からも何かお気づきがあればお願いします。</p>
鈴木委員	<p>この取組が、障害者のきょうだいに特定しているのはどのような理由からでしょうか。</p>

事務局 (矢部)	ケアラー支援条例を制定するにあたって、関連課で協議をし、居場所が必要という意見がありました。もちろん、ケアラーとしての居場所は必要ですが、ヤングケアラー支援で障害を持つ方のきょうだい児への支援の視点が必要との話があり、その中で、既存の施設を使って広げていくことで、居場所を提供できるのではないかと整理のもと始まったものです。この段階では、障害児のきょうだいをターゲットにしていますが、どの年代においても居場所の必要性に関する議論はしております。事業化していることから、記載している趣旨でございます。
事務局 (内藤)	本事業は、関係課で協議し、まず、子どもが集まる場所で、きょうだい児やヤングケアラーを区別せず、利用者にヤングケアラーがいるという想定のもと、子どもの権利やヤングケアラーについての理解啓発の機会を設けることとしました。したがって、子どもが利用する施設のスタッフの方々にもご理解をいただきつつ、対象を障害児のきょうだいには限定せず、ヤングケアラーがいるかもしれない前提を共有しながら事業を運営していただくこととなりました。 今後も、実際の状況に合わせて、修正が必要であれば、適宜修正させていただきたいと思っております。
國分委員	推進状況報告書の観点から言えば、実際に事業として立ち上げている内容を記載するといった意味ではよいと思っております。
鈴木委員	もう一点ですが、庁内及び支給決定をする側へのケアラー支援の概念の普及はどのようにでしょうか。例えば、ご家族の力に依存している仕組みがあります。障害の支給決定で言うと、1人暮らしだと加算がつき、家族がいたら64時間が上限といったものもあります。家族に依存した仕組みだと思っておりますが、そこの兼ね合いはどのように行っていくのでしょうか。
事務局 (矢部)	ケアラー支援に関し、支給の調整の部分については、いただいたご指摘を踏まえて、調整できるポイントなのかも含め検討してければと思います。
國分委員	根拠があればよいと思っておりますが、ケアラーは支給決定となる対象の判断も難しいところがあると思っております。
川上委員長	支給決定に関してですが、家族の介護力に依存すると、公的サービスが減らされてしまうという事でしょうか。
鈴木委員	支給の100%の上限が変わってくるという事です。例えば、介護保険でいうと同居家族がいる時間は、家事支援ができない場合があったり、入れるとしても家族にそれができない要素が必要だったりします。家族がいるという事実だけで支給が狭められてしまう実態と、今後どのようにバランスを取っていくのかと考えています。これは市の制度ではなく、国の制度ではあります。
國分委員	ケアラー支援に関する制度の提供は、誰がどのように組み立てていくのかは気になる場所ではあります。
事務局 (内藤)	重層的支援体制整備事業が開始し、ケアラー・ヤングケアラーへの支援が必要な世帯というのは、家族全体が脆弱であり、重層的支援会議の対象ケー

	<p>スになりやすいことが把握されています。ですので、会議の場では、サービスを決定する関係課が集まり、柔軟に運用している場面もあります。</p> <p>ですが、支援会議を行ってない世帯に対する支援の調整は進んでいないところがあり、課題となっています。</p> <p>おっしゃるとおり支給決定の加算のあり方については、内部で議論させていただきたいと思います。</p>
川上委員長	<p>ありがとうございました。それでは議事（3）について、承認とさせていただきます。つづいて、議事（4）に移ります。</p> <p>本計画は、令和7年度までの計画となっております。そのため、令和8年度からスタートする第2期計画策定を令和7年度に行う必要があります。第2期計画策定に向けた業務内容及び策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (内藤)	<p>第2期計画策定に向けた現状を説明いたします。</p> <p>資料4-1 第2期鎌倉市地域福祉計画策定に向けた業務概要をご覧ください。第2期計画は、来年4月から1年間での策定を見込み、今年度内に、計画策定業務委託の事業者選定を、プロポーザルにて行います。業務の委託内容は資料の通りです。計画策定業務としまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和8年度から8か年を計画期間とし、令和10年度に中間見直しを行います。 ② 地区別市民懇談会として、市内各所で10回程度、ワークショップを開催します。 ③ 福祉関係団体等（15団体程度）へのアンケートを実施します。 ④ 市民アンケート調査を実施します。 ⑤ その他、策定にあたっては、「共生社会の推進」「孤独・孤立対策」「ケアラー支援」「人材や場の確保」「住まいへの総合的な支援」「事前防災の視点」を取り入れます。 <p>なお、令和10年度の中間見直しのタイミングで、鎌倉市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画（通称、かまくらささえあい福祉プラン）」との一体化もしくは連動性の向上を目指し、市社協の取り組む市民を主語とする活動計画との整合を図ることを検討しています。令和7年度地域福祉計画策定スケジュール（案）として、次期計画案の協議・検討を重ねていくため、本委員会を4回、庁内連絡会を4回行います。開催時期は、第1回が5月下旬、第2回が8月下旬、第3回が11月下旬、第4回が2月上旬を予定しております。なお、現委員である皆様の任期は、令和7年5月23日までとなっております。次年度の委員会につきましては、新たな体制での協議となります。次に、資料4-2をご覧ください。本計画に関連する本市の各種計画の期間を示した資料となります。地域福祉計画は総合計画を上位計画としつつ、福祉分野の上位計画として、地域福祉を推進していくうえで方向性を示すものであります。社協のささえあい福祉プランとの関係を適切に修正していくの</p>

	と同様に、庁内の関連計画との整合性も維持してまいります。説明は、以上になります。
川上委員長	今の報告に対して、何かご意見等あれば、お願いいたします。
國分委員	第4期鎌倉市総合計画のコンセプトがまだ定まっていないのであれば、先に地域福祉計画の内容を盛り込むと総合計画との整合性が取れてよいと思います。また、第2期計画策定にかかる受注者の選定は、策定業務に大きく関わってくるため、慎重に選定できればよいと思います。 あと、令和6年度第2回鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会議事録のP2で、「総合計画の計画期間に合わせた計画策定の方が、総合計画を上位計画としている観点からも、柔軟に対応できる部分はあると思う。(まちづくり計画部)」の「柔軟に対応できる」とのは何を指しているのでしょうか。
事務局 (矢部)	都市マスタープランは、総合計画の改定後が改定時期になるため、市が目指す方向性があった上で改定作業を行えるとの事でしたので、その考えから、地域福祉計画も総合計画と計画期間を合わせた方が、何かと都合が良いのではないかという意見があったため、そのような表現としておりました。 地域福祉計画は、総合計画と同時期の改定となります。総合計画に反映したい福祉の課題は、総合計画の目指すべき方向性を基に、企画課とは協議はしておりますが、私共としては、総合計画とは擦り合わせていく形で意見の反映もできるので、社協のかまくらささえあい福祉プランと計画期間を合わせる方法を優先していきたい説明をさせていただいて、庁内連絡会の委員にはご理解いただいたというところです。
國分委員	基本計画との内容の擦りあわせよりも、その内容に伴う実施計画との兼ね合いが気になるころではあります。
事務局 (矢部)	現在は、基本計画の内容を議論しているところであるため、まだ実施計画の部分については、何とも言えない状況です。
川上委員長	第4次総合計画の第1期基本計画の作成も同時期に行われるということですので、担当課間で情報共有しながら計画作成を進めていただければと思っております。第2期計画は途中の中間見直しの段階で、社会福祉協議会が中心に作成しているかまくらささえあい福祉プランとの整合というのも意識をして進めていきたいとの事でした。以上から、第2期計画策定に関するスケジュールを進めてもらえればと思います。それでは、議事(4)について、承認とさせていただきます。 つづいて、議事(5)に移ります。その他事務局から何かございますか。
事務局 (内藤)	事務局から1つお知らせがあります。 本委員会をもちまして、現委員である皆様がお揃いになる最後の委員会になります。新体制に伴う新たな市民委員につきましては、3月に公募いたします。「広報かまくら3月1日号」またHP等に募集記事を掲載する予定でございますので、委員の皆さまの周囲の方々に積極的にお知らせいただければと

	<p>思います。現委員の皆様もぜひ再びご応募いただければと思います。よろしくお願いたします。以上です。</p>
川上委員長	<p>現委員が集まる最後の委員会との事ですので、委員の皆様から一言頂戴できればと思います。</p>
委員	<p>(皆様からご挨拶を頂戴した)</p>
川上委員長	<p>議事については、以上となります。 最後になりますが、全体を通して何かご意見等がありますでしょうか。 ないようですので、事務局から連絡事項をお伝えし、その後、閉会とします。 お願いたします。</p>
事務局 (内藤)	<p>多くのご意見をいただきありがとうございました。 それでは、議事(2)でいただきましたご意見を盛り込み、委員長からご意見をいただき委員会の講評及び総括を作成し、それを委員の皆様にもご確認いただいた後に 委員会の講評及び総括とさせていただきます。その後、進状況報告書の確定版を作成し、3月中には公表して参りたいと思います。 繰り返しになりますが、本日の議事録を資料として市ホームページに掲載する予定です。議事録の公表前に、皆様に内容をご確認いただきますので、ご了承ください。令和4年から3年間、本委員会を通じて、鎌倉市の地域福祉の推進の向けた協議等を行っていただき、ありがとうございました。</p>
川上委員長	<p>それではこれにて閉会します。本日はありがとうございました。</p>
	<p>— 了 —</p>